

【表紙】

【提出書類】

臨時報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2020年5月1日

【会社名】

株式会社Nuts

【英訳名】

Nuts Inc.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 中村健司

【本店の所在の場所】

東京都港区東麻布三丁目3番1号

【電話番号】

03-3568-5020

【事務連絡者氏名】

総務部長 尾崎孝

【最寄りの連絡場所】

東京都港区東麻布三丁目3番1号

【電話番号】

03-3568-5020

【事務連絡者氏名】

総務部長 尾崎孝

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動を行うことについて決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

該当事項はありません。

退任する監査公認会計士等の名称

監査法人元和

(2) 異動年月日

2020年4月24日

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

2016年6月29日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等又は内部統制監査報告書における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社は、当社の会計監査人である監査法人元和が、2020年4月3日、当社が保有する現金の実査を実施したところ、2020年3月31日時点における当社が保有する現金は0.5百万円であるにもかかわらず、当社の帳簿上の現金の残高が809百万円と、両者の間に差異が存在することが発見されたとの報告を4月7日に受けました（以下この差異を「本件現金差異」といいます。）。

監査法人元和からは、本件現金差異は当社において会社財産の保有に関する適切な管理を担うべき担当役員が、会社財産の保有に関する内部統制上のルールに反する処理を独断で行ったことに起因して発生したものと考えられ、またそのことが2020年3月期に係る監査及び四半期レビュー契約の監査約款及び四半期レビュー約款の第14条第1項第3号（）に該当する旨の指摘を受けております。

これを受けて、当社は監査法人元和と協議した結果、2020年4月24日付で2020年3月期に係る監査及び四半期レビュー契約を合意解除いたしました。

なお、監査法人元和からは、当社が今後新たに選任する一時会計監査人への監査業務の引継ぎについて、協力いただけることを確認しております。

監査約款及び四半期レビュー約款第14条（契約の解除・終了）

第1項第3号「委嘱者が、その資産の保有等に関する適切な内部統制の整備又は法的若しくは物理的な措置をとらない場合」

(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等又は内部統制監査報告書の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。